

指導保安係のしごと

- ◆ 砂利採取業や採石業に伴う災害防止を図るため、採取計画の認可や事業者へ ◆
- ◆ の指導取締りを行うほか、産業保安確保のため、高圧ガス（LPガス等）・火薬 ◆
- ◆ 類などの製造、販売、消費に係る許可や指導及び電気工事業者、電気用品販売 ◆
- ◆ 事業者の業務に関する指導などを行っています。 ◆
- ◆ また、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発及び導入を促進するための ◆
- ◆ 取り組みなどを行っています。 ◆
- ◆ なお、各関係法等の概要は次のとおりです。 ◆

1 砂利採取法・採石法

砂利・岩石の採取に伴う災害の防止と採取事業の健全な発達を図ることを目的としており、砂利採取業及び岩石採取業を行うには業者登録を行い当該採取計画の認可を受けなければなりません。

道では、この法のほか砂利採取について「北海道砂利採取計画の認可に関する条例」を制定し砂利採取に伴う災害防止に努めています。

2 火薬類取締法

火薬類による災害を防止し、公共安全を確保することを目的としており、火薬類の製造、販売、貯蔵、譲受、譲渡、消費等を行うには、それぞれ許可が必要になります。

煙火（花火）を打揚げる場合にも原則として消費の許可が必要です。煙火の消費については、安全距離基準が別に定められ、これにより事故の未然防止を図っています。

3 電気工事業法等

電気工事業法は電気工事業を営む者の業務の適正な実施と保安の確保を目的としており、電気工事業を行う者は、原則として登録が必要になります。ただし、建設業の許可を受けた者は届出により登録したものとみなされます。

また、電気工事士法に基づく電気工事士免状の交付事務や、粗悪な電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品安全法に基づく立入検査を行っています。

4 高圧ガス保安法

高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としており、高圧ガスの製造、販売、貯蔵を行うには、それぞれ許可等が必要になります。

平成8年4月1日に従来の高圧ガス取締法が改正され、従来の一斉取締型規制から自主責任原則を重視し、高度で合理的な保安体制の構築を図ることを目的とした自主保安規制に転換し、名称も高圧ガス保安法となり平成9年4月1日から施行されました。

5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

一般消費者等に対する液化石油ガスによる災害を防止するとともに、液化石油ガス取引の適正化を図り、公共の福祉を増進することを目的としており、液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制しています。

高圧ガスと同様、自主保安責任の明確化を図ることを目的として、平成8年4月1日に改正され平成9年4月1日から施行されました。

6 水洗炭業法

石炭の掘削により生じたボタ（ズリ）を水洗することにより石炭を採取する水洗炭業による河川の汚染等などの被害防除対策を行うことを目的としたもので、歴史は古く昭和33年にできた法律です。

7 省エネルギー・新エネルギー

北海道では、省エネの推進や、北海道の特性を生かした新エネルギーの導入を図るための情報提供や各種支援を行っています。